

「日野市手数料、使用料等の見直し基準」改正内容一覧(修正版)

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
1	表紙	標題	「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」に改正する。	適用対象を、既存の手数料、使用料等の見直しだけでなく、新設場合も想定した内容として位置付けたため。また、手順等も記載されているため、ガイドラインという名称がより適切である。
2	裏表紙	改正履歴	改正履歴の追加・文言整理	改正の経過を把握できるようにする。
3	全体	全体	構成について修正する。	章立て・文意の進行を考慮した。
4	1	策定の趣旨と目的	ガイドラインの改正に見あう内容に修正	基準新設時の内容となっていたため、今回の改正に見あう内容に修正する。
5	2	「2 適用開始時期」	令和 <u>6</u> 年4月1日からとする。	<u>令和4年度は4年に1度のガイドラインの見直し年度に当たる。</u> <u>検討委員会での検討後、パブリックコメントを経て修正の上、再度検討委員会で検討を行い、内容を確定するためには、令和4年度末まで時間を要する。各関係者の声を反映し、丁寧にガイドラインの改正を進めるため。</u> <u>(令和4年度中にガイドラインの改正素案を提示し、令和5年度中に各所属部署、更に各所属部署から住民や関係者に対して影響調査をした後、必要に応じてガイドラインの改正案に当該調査結果を反映するため。)</u>

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
6	3	(2) 利用者負担の原則	施設を団体が使用し、当該団体が個人にサービス提供をする際の考え方についてはガイドラインの対象外である旨、補足を追加する。	団体に施設を使用する場合の団体から利用者に対し請求する使用料に関して、ガイドラインが適用されるか否かについて考え方を明確にする。
7	5、6、21、22	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】中、②、③ (P.21、22 は【個別の手数料見直し手順 フロー図】の説明中、②、③)	②(旧③)他の類似施設や他市施設等との料金比較と、③(旧②)激変緩和措置の上限額の設定との間で、順を逆にする。	自然な手順の流れとなるよう、考慮した。
8	5、26	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】中、2番目の注釈 (P.26「2 市民等への周知」)	使用料の額を引き上げる場合、検討段階における市民への意見聴取を必須とする。	影響を直接受ける市民の意見を、検討時点で把握し、適正な判断を行うため。
9	6、22	【個々の施設等の使用料の見直し手順フロー図】の説明⑤ (P.22 は【個別の手数料見直し手順 フロー図】の説明④)	使用料等を検討するために各課が設置する附属機関等に、他市等と共同して検討する会議体を含むものとする。	手数料について、26市において統一的に設定するよう検討している類似例が把握されたため、追記する。
10	9	「(2) 原価算出のための項目」中、2つ目の項目	天災や疫病の流行その他の要因により実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合、当該年度を除くことができるものとし、その場合にあっては直近4年以前の年度の実績を使用することができるものとする。	新型コロナウイルス感染症対策に伴い施設利用実績が大幅に減少したことを受け、このような事象が生じた場合であっても適正な基準額が算出できるよう、必要な例外措置を設けた。

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
11	9、10	「(2) 原価算出のための項目」の表中、「イ 物件費」の「需用費」	修繕費(資産価値を高め、またはその耐久性が増すが増加する資本的支出を除く)について、原価に算入するよう改める。	他市においても原価に算入している市が多い(ガイドライン等を作成していることが把握できた近隣17市中12市)。適正な維持管理費の算定のためには算入が妥当と判断した。 なお、資本的支出に係る修繕費については、減価償却費として計上されることになることから、重複計上を避けるために除外する。
12	9	「(2) 原価算出のための項目」の表中、「ウ 指定管理者が管理に要した経費の合計額」	算入すべき指定管理者の負担した管理経費について、指定管理料(及び利用料金)の額による推定値ではなく、実際に要した経費により算定するよう改める。	実際の施設管理経費が、指定管理料(及び利用料金)と必ずしも一致しない。また、指定管理者から提出される事業報告書から管理に要した経費の額を把握することが可能である。よって、より正確な経費の算出方法に改めることとする。
13	19	「(2) 駐車場使用料の額」の表	令和4年10月現在の状況に更新する。	改正前ガイドライン作成時以降、新設された駐車場があったため。
14	24	「(3) 原価及び基準額の算出方法」の注「※1」	参考として、行政評価において使用している時間単価を追記する。	配置されている職員によって、維持管理経費が変動することを避けるため、統一的な金額設定とする。また、改正前の算定方法では、勤務時間を「1週間当たりの勤務時間×52週」としていたものを、現実の平均的な勤務時間による算定に改める。

連番	ページ	箇所	改正内容	理由
15	26	「(2) 手数料、使用料等の見直し周期」の②	協定期間が4年と異なる期間で締結された協定の指定管理施設又は4年と異なる期間での債務負担行為の設定により管理(運営)委託を行った施設については、当該協定(債務負担行為の設定)期間ごとに検証・見直しをすることができるとする。	見直し周期を原則4年としている。 しかし、5年を超える協定を締結した指定管理施設等については、指定管理(債務負担行為の設定)期間中に使用料の額が変更されることは指定管理者の公募条件の変更にあたり、競争の透明性の確保が損なわれる可能性がある。また、次期協定の開始時期まで適用できないとなると、本来望ましい使用料額を長期にわたり反映できないこととなり、負担の公平性が確保できない。 よって、例外規定を新設する。
16	28	2 日野市手数料、使用料等検討委員会設置要綱	最新の要綱の内容に修正する。	改正前のガイドラインの制定以降に、要綱が改正されていたため。
17	30	3 各施設における利用者負担割合の現状	各施設の利用者負担割合の対応表の位置づけを、例示から現状に関する参考資料へと変更する。(改正前は、P.6【利用者負担割合と施設の性質別分類の考え方】(改正後のP.14【施設の性質別 利用者負担割合 分類表】に相当)の後に配置していた。)また、令和4年10月現在の状況に修正する。	各施設の使用料は、議会における議決を要する条例により設定する。 しかし、各施設の利用者負担割合についてガイドライン上で例示として提示してしまうと、条例に優位してガイドラインにより当該施設の利用者負担割合を決定しているかのような誤解を生む。 そのため、現時点における各施設の利用者負担割合を参考資料として掲載することとした。